

会 議 録（公開部分）

| | |
|---|--|
| 会 議 名 | 平成30年度第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会 |
| 議題及び議題毎の公開又は非公開の別 | 1 個人情報取扱事務について（公開） 審議依頼事項 ・児童扶養手当事務において収集した個人情報の目的外利用（児童家庭課） 報告事項 ・小規模埋立て等の許可に関する事務の変更（環境保全課） ・私有ブロック塀安全診断費補助金に関する事務の開始（都市計画課） 2 諮問事項 情報公開制度の運用の見直しについて（公開） |
| 日 時 | 平成30年7月17日（火）午前9時30分から午前10時40分まで |
| 場 所 | 市役所5階 511・512会議室 |
| 出席委員氏名 | 須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子 |
| 事務局等 | 実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、渡邊 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事）、小川原 一浩（児童家庭課長補佐）、田中 道男（児童家庭課児童給付係長）、齋藤 豊（児童家庭課児童給付係主任主事）、柏倉 一浩（環境部長）、小島 修次（環境保全課環境保全係長）、渡邊 一雄（都市部参事兼都市計画課長）、松田 隆（都市計画課主幹兼建築指導担当） 事務局 佐賀 忠（総務部長）、渡邊 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事） |
| 傍 聴 者 | 無し |
| 議 事 | |
| <p>平成30年度第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項</p> <p>・児童扶養手当事務において収集した個人情報の目的外利用（児童家庭課）</p> <p>担当者から概要の説明を受けた。</p> <p>秦野委員 総合対策プランの改訂は何年おきか。</p> <p>小川原課長補佐 5年ごとに行っており、今回は32年度となりますが、その前にアンケートを実施して準備するということとなります。</p> <p>秦野委員 改訂の際には、必ずアンケート調査を実施するのか。</p> | |

小川原課長補佐　そうです。

松本委員　アンケート内容は毎回同じか、その時々によって異なるのか。

小川原課長補佐　経年変化を見ていくので内容は概ね変わりません。具体的には、これから児童福祉審議会に諮って決めていくことになります。

遠藤委員　例えばどのようなことを想定しているのか。

田中係長　職業、勤務形態、年収、子どもの就学状況、養育費の取決めがあるかなど、ひとり親に関する内容となる予定です。

秦野委員　調査の結果は、外部の業者が行うのか。

小川原課長補佐　市の職員がまとめます。

須賀会長　ほかに何か意見等あるか。なければ審議依頼書のとおり目的外利用を承認してよろしいか。

（異議無し）

報告事項

- ・小規模埋立て等の許可に関する事務の変更（環境保全課）

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長　今までは3,000㎡までを規制していたところ、今後はそれを超えても市が規制するというのでよいか。

柏倉部長　そのとおりです。これまでは3,000㎡以上は県が許可していましたが、県の方でも再生土の埋立てについて条例改正の動きがあるものの、そちらでは届出制をとるような考え方であることから、市として条例を改正し、300㎡以上全てのものについて規制をかけるということとしました。なお、県の条例は適用除外となります。

須賀会長　ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿変更届を承認してよろしいか。

（異議無し）

- ・私有ブロック塀安全診断費補助金に関する事務の開始（都市計画課）

担当者から概要の説明を受けた。

秦野委員　道路に面しているブロック塀の所有者が診断を依頼することになると思うが、まず診断についての補助金を交付するのか。

松田主幹　そうです。申請を受けて市の職員が現場に行って安全かどうか判断しにくい塀について、資格のある建築士に診断してもらって結果を報告してもらい補助金を交付することになります。建築基準法に不適な場合も多々出てくるとは思います。それ以降の指導関係は建築指導担当の方で行います。

秦野委員　うちの塀が危険かどうか分からないから見てもらいたいというもののほかに、市の職員が外から見て、危険性が分かる塀について診断した方がいいというようなこともやるのか。

今村副市長 まず、今回の事務登録簿については、安全診断費に対する補助金に係る事務について登録しております。このほか、撤去費用に対する補助金に係る補正予算を9月議会に諮る予定です。最初は危険な塀がどれだけあるかを把握し、所有者に危険性を認識してもらって、撤去を考えてもらいたいという考えです。鉄筋が正しく入っているかなどは、専門家でなければ分からない部分もありますので、専門家が行う安全診断に対して補助金を交付します。申請を待つだけでなく、通学路の危険性のある塀については、市の建築技師や土木技師などが現地に出向いて診断を受けてもらいたいという旨の説明も行います。

秦野委員 再築の費用はどうか。

今村副市長 再築の費用の補助は予定していませんが、撤去の費用に対する補助金に係る予算を9月議会に諮る予定です。

秦野委員 安全診断費補助金の補助の割合はいかがが。

松田主幹 間口10m程度で48,000円の費用が掛かりますが、そのうち3分の2を補助します。残りは自己負担となります。

須賀会長 原則として診断を所有者が申請するということか。市の方でも通学路とか危ない所は先に行って、申請を案内するということでよいか。

今村副市長 そうです。市内全域の通学路については、職員が直接行って危険箇所を把握しますが、その他の所は申請の申出があって制度の説明をするということになります。

秦野委員 保存期間5年というのは、何か理由があるのか。

渡邊参事 この補助制度については、国の補助の対象にならないか県を通じて検討してもらっておりますが、国の補助ですと、審査期間が5年となるためです。

松本委員 収集項目の「収入・支出」は何を指しているのか。収入があると補助金を受けられないということがあるのか。

松田主幹 そういったことはありません。「収入・支出」は補助金の額を示しています。

高谷主任主事 補助金の額は、申請者にとって「収入」という個人情報であることは確かですので、登録簿に記載しております。また、申請の際、診断にいくらの支出を要するということで見積書を提出してもらったりするため、「支出」という個人情報であり、登録簿に記載しております。

遠藤委員 それはおかしくないか。申請書に書かれる情報を登録簿に記載するのではないのか。

高谷主任主事 この登録簿は、取り扱う個人情報を明記するもので、申請書に記入されている情報に限らず記載するものと考えておりました。例えばリスト化するとき、誰々に対していくら交付したという情報は記録されるため、こういった形にしております。

遠藤委員 それは事務の結果の情報に過ぎず、収集項目ではないのではないのか。その

情報の収集先はどうなるのかという問題もある。

今村副市長 遠藤委員がおっしゃるとおり、収入をこちらが収集するわけではなく、登録簿の記載項目ではないため、チェックを外します。

遠藤委員 「学業・職業」は何を示すのか。

高谷主任主事 請負者の勤め先の情報です。請負者の会社員又は役員として勤めている場合には、この情報が出てくることを想定しています。

遠藤委員 収集の方法はどうなっているのか。

高谷主任主事 この補助金の事務は、申請を受け、交付決定をしましたら、補助金の請求までに、補助金の請求や補助金の受取を申請者から請負者に対して委任をします。委任を受けた請負者がその委任状を提出することにより収集します。その委任状に会社名や役職、資格が記載されています。

遠藤委員 見積書は添付が必須の書類か。

松田主幹 標準的な間口10mの塀ではない場合は、標準額よりも高く設定されますので、申請者から見積書を提出してもらう予定です。

高谷主任主事 すみませんが、先ほどご説明した「学業・職業等」については、ブロック塀診断士や建築士の資格を収集するというでチェックしているものでしたので、説明を訂正します。

今村副市長 先ほど会社の役職とかという説明があったと思うので、補足します。これはあくまで建築士か、ブロック塀診断士という資格を持つ個人に請け負ってもらいます。緊急なので、できるだけ早くやりたいということで、野田市の建築士会の方たちと協議させていただきました。そこで、ブロック塀診断というのを建築士の方たちも普段からやっているわけではないこともあるので、統一料金でお願いしたいとし、結果として基本的には4万8千円で行きましようということになりました。ただし、場合によってはもっと掛かるものもあるでしょうし、建築士会に入っていない建築士の方が請け負うことになるならば、標準料金というのは市から一応標準料金は、このように設定されていますよという話はさせていただきますけれども、あくまで申請者と請負者の方との間での契約で金額が来ますので、その場合には、当然見積りとかも標準に関わらず必要になると思います。こちらの予想としては、建築士会で標準料金をやって、それより高くするという事は、普通はしないとは思っていますけれども、可能性としては5万円とか6万円ということもないわけではない。同じ条件であっても請負者によってはそういうこともあり得ると、規則上も予定しています。

須賀会長 それでは先ほど遠藤委員がおっしゃっていた収集先はどうなるか。

今村副市長 学業・職業等というのは、ブロック診断士と建築士というところが、資格等となりますので、職業等のところにチェックがついているということになります。収集先が民間・私人(申請者)となっていますが、やはりあくまで申請者が診断してもらう請負人の情報を出してくるということです。

遠藤委員 この申請書を提出する段階で、既に建築士さんなり、ブロック塀診断士の方は特定されているのか、いないのか。

松田主幹 特定されていません。当面の間は、診断補助金の申請を受けて、現場確認させていただいて、診断が必要だという判断をしたときに、建築士会に登録されている建築士を建築士会から推薦していただくことになります。

遠藤委員 申請書を提出するときには、特定されていない。

今村副市長 補足します。まず、先ほど言った通学路については、大阪での事故後、そういった危険なブロック塀等がないか、各学校に調査させまして、56箇所が危険だという報告が上がっております。この塀については、8月20日から市の方ももうここは危険ということをして、建築技師等の職員が行って説明をして診断を受けるように勧奨します。ただし、学校によって結果がバラバラなところも見受けられますので、8月20日から市の職員が通学路全てについても一度目視で確認して、危険と思われるブロック塀等を把握して、そこには建築技師、土木技師がお伺いして、直接勧奨するという事で、通学路については、診断を受けるべき候補を特定していきます。通学路以外の所については、市内全域を見るということは無理がありますので、申請を受けてから確認に行くような形を取らせていただきます。

遠藤委員 そうすると、学校の通学路に関しては、本人が申請するときには、専門家が特定されているということか。

今村副市長 それも特定されていません。当面は、建築士会で推薦してもらった方を紹介する形になります。

遠藤委員 そうすると、今私が指摘しているように、申請書を提出する段階では建築士やブロック診断士の名前がないということになる。

今村副市長 8月20日からブロック塀診断は始めますが、9月以降はブロック診断士等も下水道等の指定工事店のような形で登録していただきますので、申請者にはそのリストから選んで頼んでいただくことになります。その登録が始まるまでは、建築士会から推薦していただきます。

遠藤委員 どちらでもいいが、申請書を提出される段階で、専門家の氏名は特定されているのか。

渡邊参事 申請書の中には、交付申請の額、添付書類としては、位置図、配置図、ブロック塀の所有者が分かる書類ということで、ブロック塀の診断をする人を特定するような書類は求めていません。

遠藤委員 選ぶのは、市が選ぶのではないのか。市の方からこの人どうですか、本人に言うわけではないのか。

今村副市長 少し違います。登録制なので、本人が選ぶことになります。

遠藤委員 市が登録の受付をし、このリストの中からどうですかと薦めるわけではないのか。

今村副市長 そうですね。

渡邊参事 申請段階でリストの中からこの人がいいということが現実としてあったとしても、請負人が決定している必要はなく、その後現地調査をしているときなどにこの人がいいと言われれば、委任状を書いてもらうことになります。

須賀会長 例えば、自分が塀を見て、通学路で危ないから診断をしてもらいたいと思うと、市に申請すればいいが、その段階では診断士は決まっていなかったケースがある。その一方で、身内の建築士がいて、その方に診断してもらいますから、と言って申請書に自分の名前と診断を委託する予定の建築士の名前を出して申請してくるケースもあると思う。

松田主幹 そうですね。

遠藤委員 それを書く欄が申請書にはあるのか。

松田主幹 申請書にはありません。

須賀会長 申請書には、申請者本人の情報だけということになる。

松田主幹 先ほども申し上げたのですが、当面の間は、申請書があったら、建築士会にこちらから連絡を入れて建築士会の中から選定された方を申請者に連絡していただく流れでやります。ただしその流れのままですと、建築士会の独占のような形になってしまいますので、建築士会には入っていないけれども、建築士の資格を持っている方とかも登録すれば請け負うことができるような、規則に規定しているような運用にしていきます。

須賀会長 あるいは、他市の建築士会に入っている人もいる。

松田主幹 それに加えて、ブロック塀の診断に特化したブロック診断士の資格のみを持っている方もいるので、そういった方々に対して、野田市ではこういう事業を始めました、という広報をし、登録名簿を作成していきたいと思っています。また、ブロック塀の所有者からは、申請書をいきなり持ってくる人は少ないと思いますので事前に相談を受けるわけですが、登録資格者のうちから申請者自身の判断で診断士を選択していただく流れを構築していく予定です。

須賀会長 そうすると、診断士が決まっている人もいるし、いない人もいるので、そのあたりの個人情報の収集先が、もう少し絞られてくる必要があるのではないかと。

今村副市長 交付規則の申請書の様式の中では建築士の特定は不要なのですが、交付対象者が規則上、「対象ブロック塀を所有する個人であって、市長が指定する団体に所属する建築士又は市の登録を受けた建築士等の診断を受ける者」と制限されていますので、本来ですと、補助の申請をするときには、この候補者の中から選ぶことを前提に申請をしてもらいます。そうでないと、市外の建築士とか登録していない建築士の名前で診断をしてしまってトラブルになりますので。しかし規則上は、補助金交付の決定をするときに委任状を提出していただいて、そこで初めて把握する形になっています。こうした点は、最初の時点で請負予定の診断士の氏名等を把握しておくような運用にして補足していこうと思います。

須賀会長 市がある程度、有資格者であっても限定するということはある程度は必要

なのか。

今村副市長 そうですね。建築士の方は会社に所属している方もたくさんいらっしゃる中で、例えば近所に建築士の資格を持つ方がいて、「そんなの自分がやってやるよ。」と言うので、副業のような仕事を登録もせず請け負うというのは、いろいろ困ったことが起きると思いますから、申請を受ける段階である程度特定しておく必要があります。

須賀会長 まだ、運用等について少し混乱があるように思えるので、もう少し運用を整理されてはいかがか。

高谷主任主事 資格等に関する情報の収集先が「民間・私人（申請者）」である点が引っかけかかってしまっているということではよろしいでしょうか。

秦野委員 専門家の個人情報を収集するのは当然だと思うが、申請者個人の手続とそれを診断する専門家の個人情報の収集がごちゃごちゃしていて少し分かりにくい。

今村副市長 申請書には加えないのですが、この診断士、建築士の氏名については、交付決定をするときに委任状を提出させますので、そのの様式の中で、この建築士に依頼しますというものを提出させた上で正式に決定しますから、事務の流れの中では収集はします。申請書の段階ではしませんが、決定までにするということです。

遠藤委員 その委任状は、申請書を提出する段階でもらうことは難しいのか。委任状は後からでもやむを得ないだろうと。

今村副市長 そうですね。

遠藤委員 私は言っていることは分かったが、やはりもう少し実務を整理してはどうか。

松本委員 もう少しぱっと分かるように。

須賀会長 そうしますと、手続上留保することにするか。

遠藤委員 整理と提案がある。まず収入・支出の欄は削除する。それから職業は、専門家について委任状が必要なので、それには記載されてきているということで必要である。申請書と同時に委任状と一緒に添付されてくる場合と後から提出される場合もあるということで私はよく分かった。それで提案としては、一応了解はするけれども、再度実務を整理して、後からもう一度提出してもらいたい。

須賀会長 遠藤委員からの提案ですが、いかがか。

（異議無し）

須賀会長 では、承認する。

高谷主任主事 実務を整理させていただき、再度次回の審査会で示させていただきませう。

2 諮問事項 情報公開制度の運用の見直しについて（公開）

事務局から前回配布した資料を修正することについて、説明を受け、パブリック・コメント手続の素案として了承した。

須賀会長 以上で第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上